

獨協医科大学埼玉医療センター地域医療支援事業共同利用連携ベッド運営に関する細則

平成29年4月1日

制定

改正 平成30年11月1日

平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、獨協医科大学埼玉医療センター（以下「埼玉医療センター」という。）における埼玉医療センター地域医療支援事業運営管理規程第2条及び埼玉医療センター地域医療支援事業共同利用に関わる細則第3条7項に則り、共同利用連携ベッド（以下「連携ベッド」という。）について、登録医療機関からの申し出に迅速かつ適切に対応することを目的として定めるものとする。

(設置)

第2条 連携ベッドは、埼玉医療センター看護部（以下「看護部」という。）において日々5床を決定し、埼玉医療センター総合患者支援センター（以下「総合患者支援センター」という。）との連携において、登録医療機関からの利用申し出に適切かつ速やかに対応する。

2 当該5床については、通常診療日時間内、同時間外及び休診日ごとに設置する。

1) 通常診療日 時間内：午前9時00分～午後4時30分

2) 通常診療日 時間外：午後4時30分～翌午前9時00分

3) 休診日：午前9時00分～翌午前9時00分

(利用受付)

第3条 登録医療機関が連携ベッドを利用する場合は、『別紙5号様式』をもって総合患者支援センター医療連携部門（以下「医療連携部門」という。）が運用フローに沿って受付を行う。

2 運用フローについては、別に定める。

(管理体制)

第4条 医療連携部門は、登録医療機関からの申し出に適切かつ迅速に対応できるよう、看護部並びに埼玉医療センター入院課との連携体制を整え円滑に運営する。

(システム管理)

第5条 連携ベッドは、医療情報システム（電子カルテシステム）において、ベッド番号が常時把握できるよう更新体制を整える。

(利用状況)

第6条 医療連携部門は、連携ベッド利用状況を管理し、総合患者支援センター運営委員会へ報告する。

2 当該診療科から登録医療機関への報告については、医療連携部門が管理する。

(細則の改廃)

第7条 本細則の改廃は、総合患者支援センター運営委員会の議を経て、埼玉医療センター地域医療支援病院運営委員会へ報告する。

附 則（平成29年 細則第20号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 細則第24号）

この細則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年 細則第10号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

別紙様式（省略）